

令和8年度『町内掲示板設置助成事業補助金』について

自治会がコミュニティ活動を行う上で重要な情報提供設備である町内掲示板について、その設置費用を予算の範囲内で助成します。

なお、毎月お配りしているポスターの配布枚数は原則として各自治会1枚となっています。掲示板を増設された場合でも、ポスターの配布枚数を増やすことはしておりませんのでご了承ください。

(1) 掲示板の種類 10種類

(2) 補助額 下表の金額。旧掲示板の撤去費用については、自治会負担となる場合があります。**令和8年度より、5～8号について、板面をホワイトボードに変更し、一部負担金（2万円）を導入しています。**

※裏面「4. 手続きの流れ」の★の時点で、自治会から業者に設置費用をお支払いいただき、その後市に対して補助金を請求していただく流れになります。

掲示板の種類			設置費用(税込み) ※家島町域を除く	補助金額 ※家島町域を除く	掲示面素材
型式	サイズ(縦×横)				
1号	ガラス戸 なし	脚付き	90cm×180cm	104,500円	グリーンレザー貼 ベニヤ板 (押しピン式)
2号			90cm×120cm	99,000円	
3号		脚なし	90cm×180cm	62,500円	
4号			90cm×120cm	58,000円	
5号	ガラス戸 付き	脚付き	93cm×183cm	187,000円	ホワイトボード (マグネット式)
6号			93cm×123cm	162,800円	
7号		脚なし	93cm×183cm	140,800円	
8号			93cm×123cm	125,400円	
A号	板面入替(対象5号、7号)		66,000円	66,000円	
B号	板面入替(対象6号、8号)		58,300円	58,300円	

※ 家島町域の設置金額及び補助金は下記のとおりです。家島町域も一部負担金（2万円）を導入しています。

○設置金額(税込み)

1号：129,800円、2号：123,200円、3号：88,000円、4号：83,600円、5号：210,100円
6号：187,000円、7号：165,000円、8号：155,100円、A号：92,000円、B号：84,000円

○補助金額

1号：129,800円、2号：123,200円、3号：88,000円、4号：83,600円、5号：190,100円
6号：167,000円、7号：145,000円、8号：135,100円、A号：92,000円、B号：84,000円

2. 申請のご案内 (同封の申請書等をお使いください)

- ・申請の締切日 **6月30日(火)まで** 必ず期限内に申請してください。
予算の関係上、すべての申請をお受けできない場合がありますので、**予めご了承ください。**
なお、予算に余裕があれば、申請の締切日以降も随時受付します。その場合の最終締切は、**12月18日(金)**です。

- ・申請書類 (詳しくは、裏面の注意事項をお読みください。)

① 補助金交付申請書	
② 位置図	市販地図のコピー等。また、「 新設 」、「 取替 」、「 板面入替 」のいずれかを明示してください。
③ 土地等使用承諾願兼承諾書等	土地権原所有者により提出書類が異なります。
④ 誓約書	設置場所に関わらず、提出してください。
⑤ 設置場所の写真	板面入替のみ添付してください。

3. 注意事項

①補助金交付申請書 申請人は単位自治会長です。住所は会長ご自身の住所を記入してください。また設置工事の際に、事前に業者からご連絡しますので、連絡のつきやすい電話番号を記入してください。

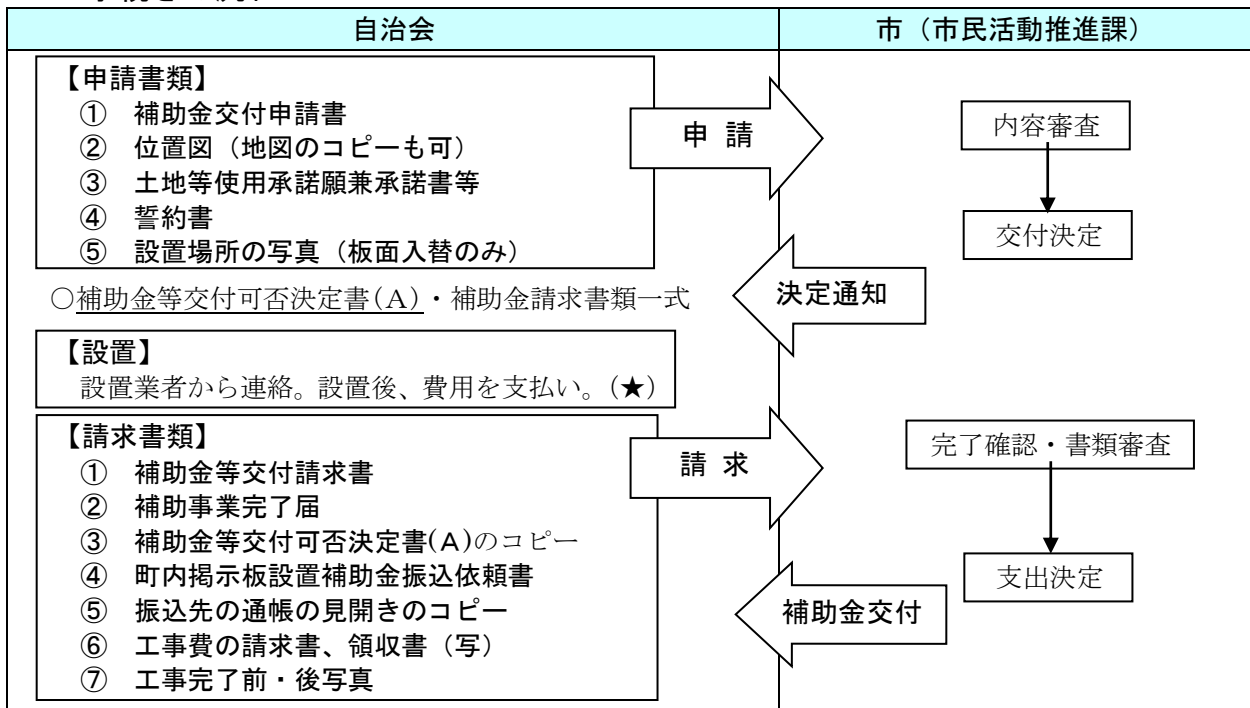
②位置図 地図のコピーも可。設置工事の際は、事前に業者からご連絡がありますが、業者はこの位置図をもとに設置しますので、できるだけわかりやすく記入してください。

③土地等使用承諾願兼承諾書など（設置場所の所有者により異なります。）

掲示板を設置する土地建物の使用権原を有するのとき	必要な書類	例	備考
個人・法人等のとき	土地等使用承諾願兼承諾書	〇〇会社所有地、△△さん所有の敷地など	
市・県のとき	県、市の使用許可書又は占用許可書 (各担当へお問合せください)	公園	公園緑地課 (Tel.221-2413)
		河川敷	河川管理課 (Tel.221-2682)
		道路区域	道路管理課 (Tel.221-2648)
		市営住宅	住宅課 (Tel.221-2644)
		県営住宅	兵庫県住宅供給公社

- ・ 掲示板寸法等の詳細図面が必要な場合は下記までご連絡ください。
- ・ 交付決定後、市の指定した業者が設置します。
- ・ 設置後は、自治会の管理となります。**修理や移設に対する補助はありません。**
- ・ **全ての掲示板（1～8、A、B号）で、自治会毎に年間で計1基を限度とします。**
(ただし、戸数が500戸を超える自治会にあっては、500戸を超えるごとに1基追加可能)
- ・ ガラス戸のない掲示板は、「板面入替」できません。
- ・ 自治会活動に寄附いただく企業・団体等の紹介シールを、掲示板に貼付させていただきます。

4. 手続きの流れ



一部書類を除き、代表者印の省略が可能です。（代表者印等を押印した書類でも受付可能です。）

※工事発注の際に、補助金交付申請書と位置図を、設置業者に提供しますので、ご了承をお願いします。ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 姫路市市民活動推進課 担当：児島 TEL：(079) 221-2099